

No.	仕様書対応箇所	質問	回答
1	仕様書1頁「4 業務内容」	児童生徒が利用する「教育支援センター」内には、教職員は常駐しておりますでしょうか。また、教育支援センターを利用する児童生徒は、平均して各校何名ほどおりますでしょうか。	<p>校内教育支援センター内に教職員の常駐は想定しておりません。空き時間で出入りする場合があります。</p> <p>校内教育支援センターを利用する児童生徒は、毎日のように利用する子もいれば、そうでない子もいますので、人数や性別は流動的です。1日あたりの利用児童生徒は、小学校で2～5人程度、中学校で5～15人程度を想定しています。</p>
2	仕様書1頁「4 業務内容」	想定児童・生徒数・出席率は一校あたりどの程度でしょうか。過年度の実績があれば併せてお示しください。	<p>校内教育支援センターを利用する児童生徒数は、学校によって、また日によって異なりますが、平均して1日あたり小学校で2～5人程度、中学校で5～15人程度を想定しています。</p> <p>出席率というのが何を指すのか分かりかねますが、校内教育支援センターは、必ず出席しなければいけないものではないので、分母に当たる出席すべき日数という概念がなく、出席率はお示できません。</p>
3	仕様書1頁「4 業務内容」	保護者対応はございますでしょうか。業務内容に含む場合は頻度をご教示いただけますでしょうか。	派遣従事者にいわゆる保護者対応を行っていただく想定はありませんが、校内教育支援センターを利用する児童生徒の中には、保護者同席で過ごす場合もありますので、同じ室内に保護者がいることは想定されます。校内教育支援センター内に保護者がいる場合の対応については、派遣先責任者の指示に従ってください。
4	仕様書1頁「4 業務内容」	業務内容(1)-エに、児童生徒の学校及び「家庭での」～とございますが、家庭での状況把握のため、保護者対応（電話や対面での面談）を行うことは想定されておりますでしょうか。	No.3に同じ
5	仕様書1頁「4 業務内容」	家庭訪問など、学校外で勤務する可能性はございますでしょうか。訪問する場合、複数名で訪問する・訪問した場合での対応する場所(玄関まで等)、等の訪問する場合のルールがあればご教示頂けますでしょうか。	<p>本業務は、不登校又は不登校傾向の児童生徒にとって、校内教育支援センターを学校内の居場所として機能させるために、「常にスタッフがいてくれる」ことを趣旨としていますので、原則として学校敷地内での勤務を想定しています。</p> <p>不測の事態が起こった場合（例えば、派遣従事者が児童生徒にけがをさせてしまい、状況の説明のために教職員と共に家庭訪問が必要な場合等）はこの限りではありませんが、派遣従事者が業務上単独で学校外に出ることは想定していません。</p>
6	仕様書1頁「4 業務内容」	学校行事において、校外学習や修学旅行への参加ということは想定していますか。	<p>本業務は、不登校又は不登校傾向の児童生徒にとって、校内教育支援センターを学校内の居場所として機能させるために、「常にスタッフがいてくれる」ことを趣旨としていますので、原則として学校敷地内での勤務を想定しています。</p> <p>なお、校内教育支援センターの利用児童生徒が誰もいない日に、派遣先責任者の指示の下、派遣従業員が校内教育支援センターを利用したことのある児童生徒の支援の一環として校外学習に参加していただく可能性はございますが、今のところ実績はありません。</p>
7	仕様書1頁「4 業務内容」	業務内容(1)-オに、教材は児童生徒が個々に持参するものを使用～とございますが、教材の内容はどのようなものを想定されておりますでしょうか。	学校から配布又は個人で使用している教科書やドリル、プリント等のほか、GIGA端末を持ち込んでオンライン学習システムに取り組んだり、在籍教室の授業をオンライン配信により受けけることを想定しています。教科学習以外にも、例えば切り絵やカードゲームなどに取り組む場合もあります。
8	仕様書1頁「4 業務内容」	教材は原則児童生徒が個々に持参するものを使用とありますが、児童生徒からの希望があった場合に、市担当者様と協議の上、教材を導入することは可能でしょうか。	可能です。

No.	仕様書対応箇所	質問	回答
9	仕様書1頁「4 業務内容」	給食指導等はありますでしょうか。また派遣労働者の給食の喫食は可能でしょうか。	5時間勤務のため、休憩時間ではありませんが、学校により、給食指導をしていただく場合もございます。その場合、派遣従事者に実費をお支払いいただくことにより、給食の喫食も可能です。
10	仕様書1頁「4 業務内容」	対象児童が暴力行為などを行った場合、どのような対処方法があるかご教示いただけますでしょうか。	まず、派遣先責任者に直ちに報告の上、対応を協議してください。 仕様書には、「業務上のトラブル等があった場合は、派遣先責任者及び発注者へ速やかに報告するとともに、発注者と協議の上、派遣事業者として事実関係を調査するなどの対応を行うこと」という趣旨の記載を、契約前に追記します。 また、仕様書5頁「17（7）労働・社会保険の適用の促進」に記載のとおり、通常の労働災害補償等の保険には、派遣事業者の責任において加入していただきます。
11	仕様書1頁「4 業務内容」	過去にトラブルとなった事例がございましたらご教示いただけますでしょうか。	派遣委託が始まった令和6年度以降の小学校2校においては、大きなトラブルはありません。
12	仕様書2頁「10一日当たりの労働時間数等」	8時から17時までの間の5時間について、メインとなる労働時間をご教示いただけますでしょうか。	学校課業時間を基本としていますので、概ね8時30分～15時30分頃までの間を想定していますが、学校や年度によっても需要が異なりますので、8時～17時としています。
13	仕様書2頁「10一日当たりの労働時間数等」	日によって就業時間が変わることはございますでしょうか。	基本的には固定時間を想定していますが、例えば給食のない午前授業の日など、午後の勤務を不要とする場合もあります。
14	仕様書2頁「10一日当たりの労働時間数等」	労働時間が原則5時間と記載ありますが、5時間を超過するケースはありましたでしょうか。また5時間を超過した場合、貴市に超過実働分を請求することは可能でしょうか。	令和6年度以降、派遣委託によりスタッフを配置している小学校2校においては、放課後に学校内での支援方針検討会議に出席いただくため、予め協議の上、6時間勤務をお願いした事例が1校において3日ありました。超過実働分は市に請求可能です。
15	仕様書2頁「10一日当たりの労働時間数等」	1日の労働時間が8時間を超過する等の賃金割増が発生する場合、請求単価についても同様に労働基準法に基づいた割増額にて請求となりますでしょうか。	そこまでの超過勤務は想定していません。請求単価は、派遣従事者給与に加え、管理的経費も含んだ金額で見積っていますので、万が一8時間を超える勤務が発生した場合も、契約上の請求単価を変更するものではありません。
16	仕様書2頁「11 契約条件等」	契約条件等(2)-ウにございます「時間単価」について、早退や時間外労働等の関係から1時間未満の端数が生じた場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げと認識してよろしいでしょうか。	労働基準法に基づき、1分単位で給与計算をしていただくと思いますので、請求額もこれに準ずる形としてください。1円未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとします（契約前に、仕様書に追記します）。
17	仕様書3頁「12 派遣労働者への研修」	貴市にて研修を行う予定がある場合はいつ頃、何時間程度実施されますでしょうか。	派遣従事者への市による研修は予定していません。仮に実施する場合は、事前に派遣事業者、派遣従事者と協議の上行います。
18	仕様書6頁「別表」	急な欠員等で極力支障をきたさないために同一の2～3名程度を1名の枠として勤務する体制は可能でしょうか	仕様書別表に記載のとおりです。原則として、できるだけ同じ人にいていただくこととしていますので、1校あたり1人体制が難しい場合でも、1校あたり3人以内での対応が望ましいと考えています。
19	仕様書6頁「別表」	令和7年度において各14校で対応している方(もしくは類似の業務を対応している方)がいる場合、現在貴市にて対応されている場合、会計年度職員/有償ボランティア/派遣契約、等どのような就業形態で対応されているかご教示頂けますでしょうか。(同様のケースで、3月までに来ている方に来て頂きたいと学校様側からご相談されるケースがあり、法令上継続できないケースもあることから先んじて確認させて頂きたいと存じます。)	令和7年度は、仕様書別表にある14校のうち、小学校2校で派遣委託、中学校2校で非常勤講師を配置しています。 それ以外の10校は、専任スタッフではなく、各校の教職員が交替で対応しています。

No.	仕様書対応箇所	質問	回答
20	仕様書 6 頁「別表」	令和7年度において各14校で対応している方(もしくは類似の業務を対応している方)がいる場合、現在各校何名で対応されておりますでしょうか。本仕様と同じく1名ずつでの対応となっておりますでしょうか。	令和7年度は、仕様書別表にある14校のうち、小学校2校で派遣委託、中学校2校で非常勤講師を配置しています。いずれも各校1名を配置しています。
21	仕様書 6 頁「別表」	令和7年度において各14校で対応している方(もしくは類似の業務を対応している方)がいる場合、現在各校の本業務に係る就業時間をご教示頂けますでしょうか(例：業務開始〇：〇〇～業務終了〇：〇〇)。(5時間等明確に記載しにくい場合、主として対応している時間帯をご教示頂ければと存じます。	令和7年度は、仕様書別表にある14校のうち、小学校2校で派遣委託、中学校2校で非常勤講師を配置しています。派遣委託の場合は、2校ともに学校との調整により9：30～14：30の勤務としています。非常勤講師は週15時間勤務としており、就業時間は、学校により異なります。
22	仕様書 6 頁「別表」	令和7年度において各14校で対応している方(もしくは類似の業務を対応している方)がいる場合、各校における1名の支援員が受け持っている児童・生徒の人数と性別比をご教示頂けますでしょうか。(性別等鑑み複数名で柔軟に対応できる体制となっている場合がある等、各校で対応されているサポートに特筆すべき部分があればご教示頂けると幸いでございます) ※時期によって変動する場合もあるかと思われますので、幅を持って記載頂いたり平均的な人数といった記載でも差し支えございません。	校内教育支援センターを利用する児童生徒は、毎日利用する子もいれば、そうでない子もありますので、人数や性別は流動的です。1日あたりの利用児童生徒は、小学校で2～5人程度、中学校で5～15人程度を想定しています。 令和7年度、仕様書別表にある14校のうち、小学校2校で派遣委託、中学校2校で非常勤講師による専任スタッフを配置しており、それ以外の10校は専任スタッフではなく、各校の教職員で対応しています。利用児童生徒が多い場合など、派遣従事者に加えて各校教職員が入る場合もあります。
23	仕様書 6 頁「別表」	「月～金」「200日」の記載がありますが、原則として長期休暇に該当する期間は休暇となりますでしょうか。8月に勤務がある学校がある場合、何校程度あるかご教示頂けますでしょうか。令和7年度の実績もあればご教示頂けると幸いで御座います。	仕様書2ページ「8 就業日」に記載のとおり、長期休業期間は、原則として勤務はありませんが、学校行事等のために土日祝日や長期休業期間のうち数日が学校課業日に充てられる場合は、出勤をお願いする場合があります。 また、夏休み等の長期休業期間は学校によって異なり、8月に学校課業日が含まれる学校もありますので、令和7年度は、小学校2校中1校において、8月（夏休み明け）に2日間の勤務実績がありました。
24	仕様書 6 頁「別表」	「月～金」「200日」の記載がありますが、授業が実施される日程は、原則として出勤となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	仕様書 6 頁「別表」	「月～金」「200日」の記載がありますが、土日祝日に勤務するケースは無いと考えてよろしいでしょうか。ある場合、どういったケースであるかご教示頂けますでしょうか。	仕様書2ページ「8 就業日」に記載のとおり、土日祝日の勤務は原則としてありませんが、学校課業日の範囲内でお願いする場合があります。 令和6年度以降の小学校2校においては、運動会や土曜参観等の行事に参加するため、予め協議の上、土曜に出勤いただいたケースが、各校年間2～3日程度ありました。
26	仕様書 6 頁「別表」	「月～金」「200日」の記載がありますが、4月の業務開始時については、実際の支援としては原則として始業式実施日以降の対応になると考えてよろしいでしょうか。	校内教育支援センターでの勤務は始業式以降となる可能性が高いですが、それ以前にも、顔合わせや説明等で勤務していただくことを想定しています。
27	仕様書 6 頁「別表」	仕様書別表に、「派遣労働者の事故(休暇を含む。)がある場合は、代替の労働者を配置するもの」とありますが、弊社の受託する類似事業において、同一人物ではない場合は1日程度の短期間の新規代替は児童生徒とのコミュニケーション・信頼関係上で不要と判断される場合があります。本事業においても同様に、派遣先ご担当者と協議して事後対策を講ずる方針でも問題ありませんでしょうか。	仕様書のとおりとしてください。仕様書に定めのない事項については、労働者派遣法、川崎市契約規則及び労働者派遣基本契約書の定めるところによるほか、必要に応じて、派遣先及び派遣元は信義誠実の原則に従い協議して定めるものとします。

No.	仕様書対応箇所	質問	回答
28	仕様書 6 頁「別表」	仕様書別表にございます日数200日や総実働時間1,000時間について、上限時間数（この範囲内での就業）と対応時間数（この時間を必ず消化する）とですと、どちらのイメージでしょうか。	200日ないし1,000時間を必ず勤務いただくという趣旨ではありません。
29	募集要領 3 頁	提案書類等の提出(1)-アについて、企画提案書は任意様式とありますか、原則として評価項目に準拠する提案の構成として理解すればよろしいでしょうか。また、それぞれの配点等があればご教示いただけますでしょうか。	企画提案書の構成につきましては任意ですが、御質問のとおりの構成としていただければ結構です。なお、配点は公表していません。
30	その他	現在の本案件における課題や改善すべき点などがあればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では全国同様に教員不足が生じており、現段階ではすべての学校に専任スタッフを配置できていないこともあります、校内教育支援センターで対応できる人員体制に課題があります。</li> <li>・校内教育支援センターを利用する児童生徒は、在籍教室に登校する日もあれば、校内教育支援センターに登校する日もあり、欠席する日もあります。こうしたことから、計画的な学習指導が難しいこと、また校内教育支援センターで取り組んだ内容を学習評価に反映させることで児童生徒の動機づけを高めることが、更なる課題と考えています。</li> </ul>
31	その他	本事業における参加者の特筆すべき特徴等があればご教示ください。	「参加者」 = 「校内教育支援センターを利用する児童生徒」と想定して回答しますが、お子さんそれぞれさまざまな課題・背景を抱えていますので、一概にはお答えできません。敢えてお答えするとすれば、学校への不安または緊張が高いことは、比較的共通する点と考えられます。